

## 令和7年度鳥類登録基準設定検討会（第2回）

### 議事要旨

1. 日 時 令和7年8月27日（水）13:30～15:35
2. 場 所 WEB会議システムにより開催
3. 出席委員 座 長 白石 寛明  
委 員 石塚 真由美 岩田 久人  
富田 恭範 水島 秀成  
與 語 靖洋

（敬称略、五十音順）

#### 4. 議 事

- （1）鳥類の被害防止にかかる農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について
- （2）登録基準の設定を不要とする農薬について
- （3）その他

#### 5. 議事概要

- （1）鳥類の被害防止にかかる農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）

再評価対象農薬及び新規（後発剤）であるエチプロール並びに新規剤であるフェナザキン、フェンメゾチアジズ及びフロリルピコキサミドに関する基準値の設定に関する検討が行われた。

エチプロールについては、再評価及び新規（後発剤）の申請者から提出された毒性試験結果に関して、初期実測濃度の測定、供試鳥の雌雄差について議論があったが、いずれの試験成績も基準値設定に利用可能と判断された。また、文献調査を行った結果、2件の毒性データが得られたが、試験方法に関する情報が不足しており、科学的信頼性が不十分として基準値設定に利用しないこととなった。その他特段の意見はなく、事務局が提示した案のとおり、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（以下、「農薬小委員会」とする。）に諮ることが了承された。

フェナザキンについては、申請者から提出されたキンカチョウを用いた毒性試験結果に関して、投与直後の吐き戻しが多く、吐き戻した個体を別の個体に差し替えて試験を実施していた点、各設定用量の供試鳥数にばらつきがあった点、LogPowが高いことから吸収性が悪く、設定用量と吸収用量に差が出ていた可能性等について、科学的信頼性を議論した。検討の結果、

テストガイドラインからの逸脱や不明な点が若干あるものの、毒性指標値（LD<sub>50</sub>）が適切に求められており、試験自体が成立していることから信頼性を大きく損なうものではないと判断し、また、多くの鳥種の試験結果を基準値設定に活用するのが望ましいことを総合的に踏まえて、当該試験成績は基準値設定に利用可能と判断された。なお、文献調査を行った結果、申請者から提出された毒性データ以外で基準値設定に利用可能な毒性データは得られなかった。その他特段の意見はなく、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

フェンメゾチアジズについては、申請者から提出された毒性試験結果に関する特段の議論はなく、基準値設定に利用可能と判断された。なお、文献調査の結果、基準値設定に利用可能な毒性データは得られなかった。事務局が提示した案のとおり、農薬小委員会に諮ることが了承された。

フロリルピコキサミドについては、文献調査の結果、申請者が保有するマガモの毒性データが追加で得られたため、申請者から提出されたコリンウズラの毒性試験結果と合わせて検討を行った。その結果、特段の意見はなく、いずれの試験成績も基準値設定に利用可能と判断され、事務局が提示した案のとおり、農薬小委員会に諮ることが了承された。

## （２）登録基準の設定を不要とする農薬について

交信かく乱剤として登録申請されているジャパミリルアについて、鳥類の被害防止に係る農薬登録基準の設定を不要とすることに関する検討が行われ、事務局が提示した案のとおり、農薬小委員会に諮ることが了承された。

## （３）その他

評価に使用する公表文献等の利用手続について議論され、事務局が提示した案が了承された。